

＜参考＞WGでの意見の要件定義書（改定案）への反映状況

分類	主なご意見	対応方針・結果
データ仕様	<ul style="list-style-type: none"> ● データを無限に詳細化することは現実的ではないため、適用するユースケースやアプリケーションによって、取得地物や詳細度の線引きは必要となる。【第5回WG 越塚座長】 ● 細かい情報が出ることはとても良いことであるが、間違った情報が出ると世間を混乱に陥れる。かつ、東京都が公開するものであるということが重要。【第5回WG 田中委員】 ● データ整備や更新について、プロジェクトPLATEAUをベースとして、都が独自に進める部分、市区町村と役割分担で進める部分や追加的に整備する部分などの整理が必要。【第5回WG 関本委員】 	<p>エリマネ事業者やユースケース事業者へのヒアリングを実施し、ユースケースとして必要な地物や詳細度について、最低限必要なものとオプション的なものに仕分け、パッケージ化案を整理。 （第2章 に記載）＜再掲＞</p>
法制度・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● より詳細な情報を扱えるようになってきているため、データ取得の仕方、その後の手当の仕方などプライバシー侵害や遵法性について注意していく必要がある。【第1回WG 森委員】 ● 建物の構造や建物全体イメージだけでも個人の資力が概ねわかるため、このようなユースケースについても注意が必要。【第1回WG 森委員】 ● 個人情報の該当だけでなく、プライバシー侵害や肖像権がダイレクトに問題になる。3Dにするときに、どこまで3Dにできるのかが分からないというのが非常に難しい問題。【第2回WG 森委員】 	<p>パーソナルデータの取り扱いやデータ提供ルールとして整理。 （第6章 に記載）＜再掲＞</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● オープンデータ化の方法では、CC-BY以外も含めて、いろいろなユースケースを見ながら柔軟にオープンデータのライセンスを組み合わせたいける形(デュアルライセンス)が良いのではないか。【第2回WG 古橋委員】 ● CC-BY 4.0だけでは足りないとの社会認識が増えてきている。デュアルライセンス化を急いだほうがよい。【第5回WG 古橋委員】 	<p>ビジネス関係図モデルにおける具体的なプレーヤーを想定して権利関係等の面から深度化 （第6章 に記載） ※本WGにて古橋委員より情報提供</p>

＜参考＞WGでの意見の要件定義書（改定案）への反映状況

分類	主なご意見	対応方針・結果
法制度・ルール	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政が整備するデータと、民間データを活用した場合の品質の考え方を整理する必要がある。一方で、規制強化がすぎると自由な発想での議論を妨げることとなり、このバランスをもった整理ができるとよい。【第5回WG 越塚座長】 	<p>官民連携によるデータ更新の方法を長期的な視点から運用見直しを継続する</p>
整備・更新スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ● データ更新については、都市計画基礎調査（土地利用現況調査）の延長線上で実施できることがボトムラインと考えられる。将来的には、建築確認申請などの許認可の仕組みと連動することについて、次の段階として都市計画以外の部局との連携が積極的にできるとよいのではないか。【第5回WG 関本委員】 ● 小さな工事や大きな開発事業が進むことで都市は日々更新されていくため、サイバー空間とフィジカル空間にずれが生じてくる。データをどの頻度で更新するかが重要。また、詳細化されたデータから、フィジカル空間の課題を見つけて改善する動きも必要であり、単にフィジカル空間のデジタルコピーを作るという意味では無く、サイバー・フィジカルが両方連動してアップデートされていく仕組みが構築されるとよい。【第5回WG 田中委員】 	<p>データ更新ルールとして、庁内他部局との連携も視野に入れた手法案を整理（第6章 に記載）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種のシミュレーションや3Dデータ利活用は試験段階ではなく実用段階になったと感じる。このベースマップの整備にあたっては、空間方向のカバレッジ（適用範囲）だけでなく時間軸方向も考慮することが重要で、時間軸を含めた品質基準を定めてデータをマネジメントしていくことが重要である。【第5回WG 越塚座長】 	<p>広義の3D都市モデルとしてのカバレッジや時間軸を意識した拡張性について言及・整理（第2章、第6章）</p>

第1章 3Dデジタルマップ整備・運用の基本要件

- 3Dデジタルマップの整備・更新スキーム、整備・更新・提供にかかるルール、活用するためのソフトウェア・サービスを対象
- まちづくり、防災、モビリティ、人流など、街のDXの基盤となる3Dデジタルマップのデータ仕様を整理
- 3Dデジタルマップの整備運用の整理にあたっては、以下の関連する取組・連携について把握
 - ✓ デジタル庁・東京都デジタルサービス局が進めるデジタル社会の実現に向けた施策
 - ✓ 内閣府・国土交通省都市局・国土地理院が進める3次元の地理空間情報や3D都市モデリングなどの技術動向
 - ✓ 個人情報・資産に関する情報・安全に関する情報など情報提供する上で留意すべきルール

- IoT、ICTなどの最先端情報技術を活用した情報都市空間の形成、デジタルトランスフォーメーションによる人間中心の都市づくりを加速させる新たな情報都市基盤となる都市の3Dデジタルマップの整備・実装に向けた仕様を、要件定義としてとりまとめた。

<目次詳細>

第1章

3Dデジタルマップ整備・運用の基本要件

1. 基本方針

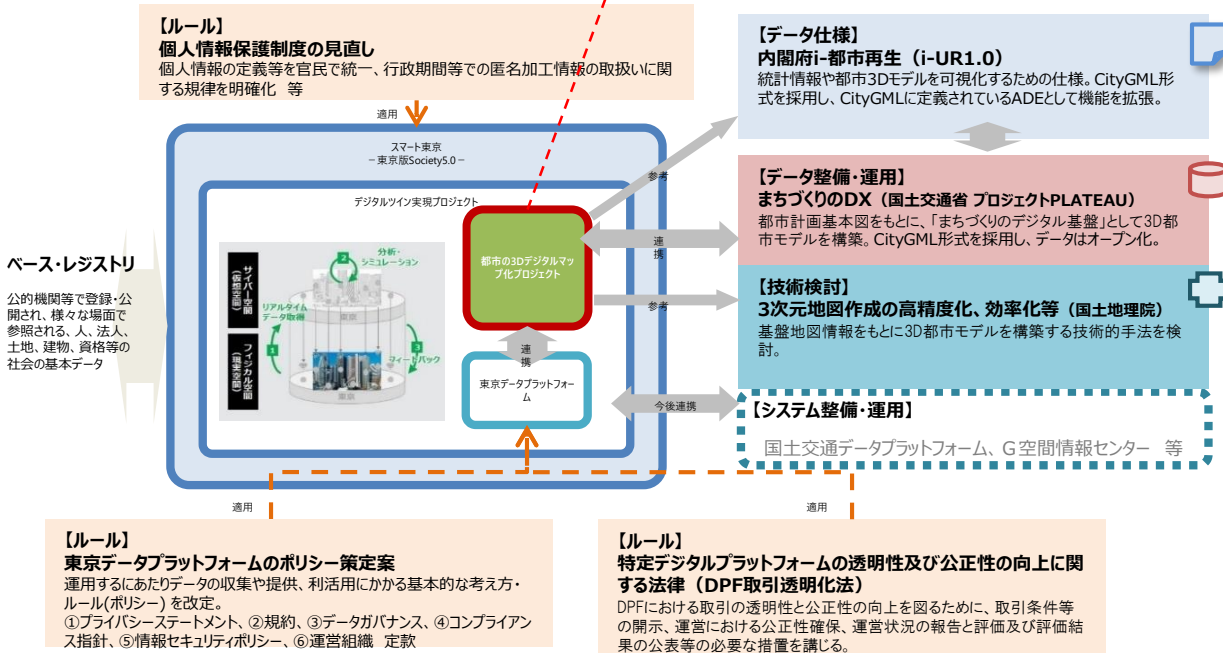
- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 仕様書の基本的考え方

2. 対象範囲

3. 関連施策・取組み

- (1) 関連プロジェクト

「シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード戦略（案）」におけるリーディング・プロジェクト（先端技術の社会実装）に位置付けられている



第2章 業務要件（想定ユースケース）

- 区市町村アンケートより、まちづくり、防災、モビリティ、人流など、街のDXの基盤となる3Dデジタルマップへの期待を確認
- ユースケースが適用される都市のスケールイメージを整理

<目次詳細>

第2章 業務要件（想定ユースケース）

(1) 3Dデジタルマップへの期待

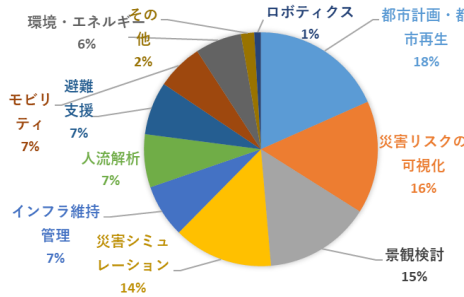
- A) 都各局の3Dデジタルマップへの期待
- B) 区市町村の3Dデジタルマップへの期待

(2) 想定ユースケース

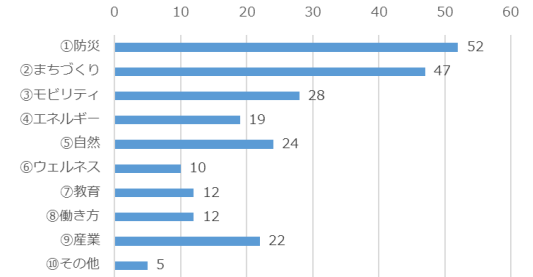
- ・想定ユースケースと求められる3Dデジタルマップ
- ・スケールイメージとユースケースの関係

● 区市町村の3Dデジタルマップへの期待

利活用が想定される分野については、都市計画・都市再生、計画検討、防災分野、環境分野、モビリティ、インフラ維持管理などが多い。



3Dモデルを活用した「スマート東京」重点9分野のうち、特に期待する実装分野については、「防災」「まちづくり」の分野が特に多い。



● スケールイメージとユースケースの関係

(想定ユースケース)	都全体	地域区分・ゾーン	区市町村・都市計画単位	拠点地区・周辺地区	街区・地区計画	施設単位
都市計画（建物用途現況）	■	■	■	■	■	■
人口分析等の政策検討	■	■	■	■	■	■
5Gアンテナ設置設計	■	■	■	■	■	■
モビリティ・自動運転支援	■	■	■	■	■	■
都市計画（高度地区制限）	■	■	■	■	■	■
再生可能エネルギーポテンシャルシミュレーション	■	■	■	■	■	■
都市活動の見える化・モニタリング	■	■	■	■	■	■
都市空間変遷可視化	■	■	■	■	■	■
浸水シミュレーション（時間別）	■	■	■	■	■	■
密を回避するための人流解析	■	■	■	■	■	■
帰宅困難者の避難誘導分析	■	■	■	■	■	■
地下埋設物管理	■	■	■	■	■	■
浸水シミュレーション（地下街含めた内水氾濫）	■	■	■	■	■	■
浸水シミュレーション（外水氾濫（津波・高潮））	■	■	■	■	■	■
豪雨時等の浸水シミュレーション	■	■	■	■	■	■
図上訓練でのICT活用	■	■	■	■	■	■
スマートプランニング	■	■	■	■	■	■
災害発生時の被害情報・地形変化の可視化・通行可能ルート可視化	■	■	■	■	■	■
都市施設管理	■	■	■	■	■	■
災害発生時の被害査定（民間サービス）	■	■	■	■	■	■
都市開発・景観シミュレーション	■	■	■	■	■	■
公共空間の活用・ウォークアブルなまちづくり	■	■	■	■	■	■

ユースケースが適用される都市のスケールと求められるデータ詳細度を整理

第3章 データ整備・更新要件

- 歩行者中心の道路空間活用を一層推進するため、足下空間として把握する必要のある構成要素を定義
- ユースケースごとに必要となるデータ項目と詳細度を定義
- 都市局仕様と整合した地物・属性定義を設定

<目次詳細>

第3章 データ整備・更新要件

1. 基本方針

- (1) データ整備・更新の基本的な考え方
- (2) 3Dデジタルマップの種類
- (3) 3Dデジタルマップの詳細度分類
- (4) データリソース要件（整備・更新手法の基本的な考え方）
- (5) 整備・更新のスケールイメージ
- (6) データ製品仕様書の継続的な見直し

2. 想定ユースケースからのデータ項目整理

- ・都市空間における構成要素
- ・ユースケースごとに必要となるデータ項目と詳細度

3. 地物・属性定義

- ・都市局PLATEAU事業との整合

4. 品質要件

- (1) 品質要求及び適用範囲
- (2) 位置の精度にかかる基準

5. データ配布要件

- (1) 符号化（データ形式）要件
- (2) メタデータ要件

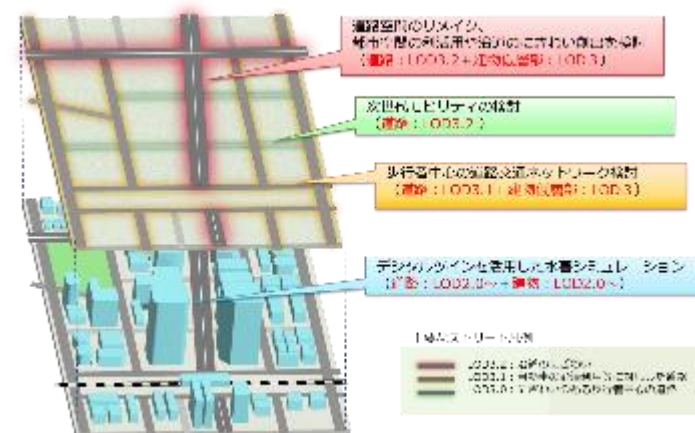
● 都市空間における構成要素



モデルエリアにおけるユースケースを通じて足下空間の精緻化

出典：丸の内仲通り（DMO東京丸の内ホームページ）
 (https://tokyo-marunouchi.jp/ja/facilities/228)
 「歩行者利便増進道路（ほこみち）制度」（2021年4月 国土交通省）
 を基に都加工（https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/）

● エリアLOD2の地物定義をまちづくりやストリートの視点からアップデート



● ユースケースごとに必要となるデータ項目と詳細度

ユースケース	エリアLOD	建物	道路			都市空間・施設				緑地		土地利用		属性情報/必要性					
			車道	歩道	地下空間	道路橋	歩道橋	橋	公園	緑地	緑地	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	
都市計画（建物用途別）	都市全域	○	○																
人口分析等の政策検討	都市全域	○	○																
5Gアンテナ設置設計	重点エリア	○	○																
都市計画（高度地区制限）	重点エリア	○	○																
災害発生時の被害査定（民間サービス）	重点エリア	○	○																
再生可能エネルギーポテンシャルシミュレーション	重点エリア	○	○																
都市活動の見える化・モニタリング	都市全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市空間実態可視化	都市全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渾水シミュレーション（時間別）	都市全域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
匿名匿すための人流解析	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
帰宅困難者の避難誘導分析	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地下埋設物管理	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渾水シミュレーション（地下街を含めた内水対応）	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
渾水シミュレーション（外水対応（津波・高潮））	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
路上舗装でのICT活用	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スマートファニング	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害発生時の被害情報・地形変化の可視化・通行可能ルート可視化	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市施設管理	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ICD/FM・自動運転支援	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市開発・景観シミュレーション	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共空間の活用・フェスティバルなど	重点エリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

エリアLODの考え方を設定し、ユースケースごとの地物や詳細度を精緻化。ベースとして必要となる仕様とプラスαの仕様を定義。

○はLOD1で実装できるが、LOD2以上が必要
 ●はLOD1で実装できるが、LOD2以上が必要
 ※文字は、より詳細が必要（建物LOD2.5以上、道路LOD3以上）
 灰色は必須ではないが、あると活用が広がる

第4章 システム整備・運用要件

- デジタルツイン基盤等、関連施策の方針を踏まえてシステム全体を構成
- 3Dデジタルマップを閲覧、編集、提供等を行うため、短期的に最低限で必要となるシステムの整備・運用を想定した要件を整理
- デジタルツイン基盤等との連携は、東京都のデジタルツイン社会実装に向けた取組や東京データプラットフォーム等の動向を踏まえて継続検討

<目次詳細>

第4章

システム整備・運用要件

1. 基本方針

- (1) システム導入・運用の基本的な考え方
- (2) システム全体イメージ
- (3) システム管理者・利用者
- (4) システム安定稼働当にかかる基本的な考え方
- (5) システムの活用促進・継続的な運用改善

2. 機能要件

- (1) 機能要件の基本的な考え方
- (2) 庁内用システム
- (3) 公開用システム

3. 非機能要件

- (1) 非機能要件の基本的な考え方
- (2) 庁内用システム
- (3) 公開用システム

4. 稼働環境要件

- (1) ハードウェア要件
- (2) ソフトウェア要件
- (3) データベース要件
- (4) ネットワーク要件
- (5) セキュリティ要件
- (6) 参考：システム・ソフトウェア構成例

5. 保守要件

- (1) 庁内用システム
- (2) 公開用システム

6. 信頼性等要件

7. 外部インタフェース

- (1) 庁内用システム
- (2) 公開用システム

8. ユーザビリティ

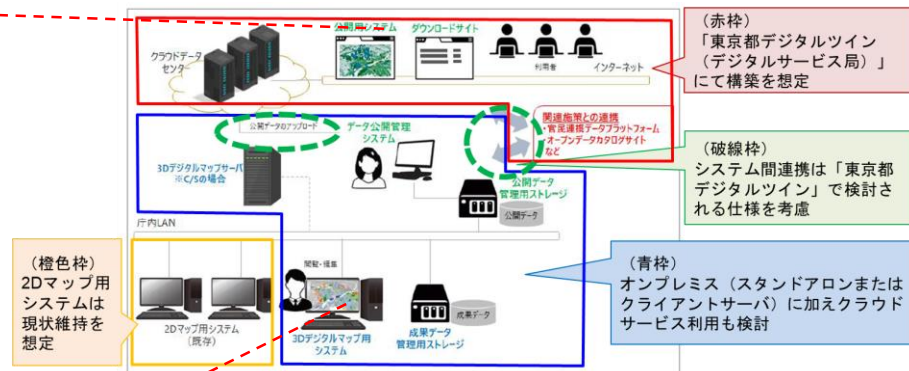
9. 拡張性

- デジタルツイン基盤の整備方針を踏まえて、システム全体構成・運用主体・役割等について整理
- 庁内用システム・公開用システムを対象として、保守性・拡張性が確保されるパッケージ製品の導入を基本的な考え方として整理
- 3Dデジタルマップの活用には、技術面・活用面の課題がクリアされていくことが求められるため継続検討

公開用システム

技術面の課題：
データサイズ圧縮技術、
データ形式、描画処理技
術、PC・ネットワークの性能

活用面の課題：
業務で使えるアプリケー
ション機能、機能の簡素化・最
適化



デジタルツイン基盤等、関連施策の方針を踏まえて全体構成を見直し

庁内用システム

保守性・拡張性の確保
最新技術の反映
クラウド活用の検討

3Dデジタルマップ及び運用システムの導入効果
の把握・検証、運用予算の確保のための指標

第5章 整備・運用スキーム

- 素材データ提供者の追加（プロダクト販売者、庁内・その他行政機関）による3Dデジタルマップビジネス関係図の精緻化
- 地物データ群、属性群に対するアクセス権の方針に基づく、提供用データ加工イメージの更新

<目次詳細>

第5章 整備・運用スキーム

1. 基本方針

- (1) 3Dデジタルマップのビジネス関係図
- (2) 整備・運用に係る事業構成
- (3) 事業方式・実施主体の基本的な考え方

2. 整備スキーム

- (1) 事業方式
- (2) データ整備対象の優先度
- (3) データ整備
- (4) データ更新
- (5) 品質管理の基本的な考え方
- (6) データ提供者のインセンティブ

3. 運用スキーム

- (1) データ利用・管理
- (2) データ提供・管理

4. 事業改善の取組

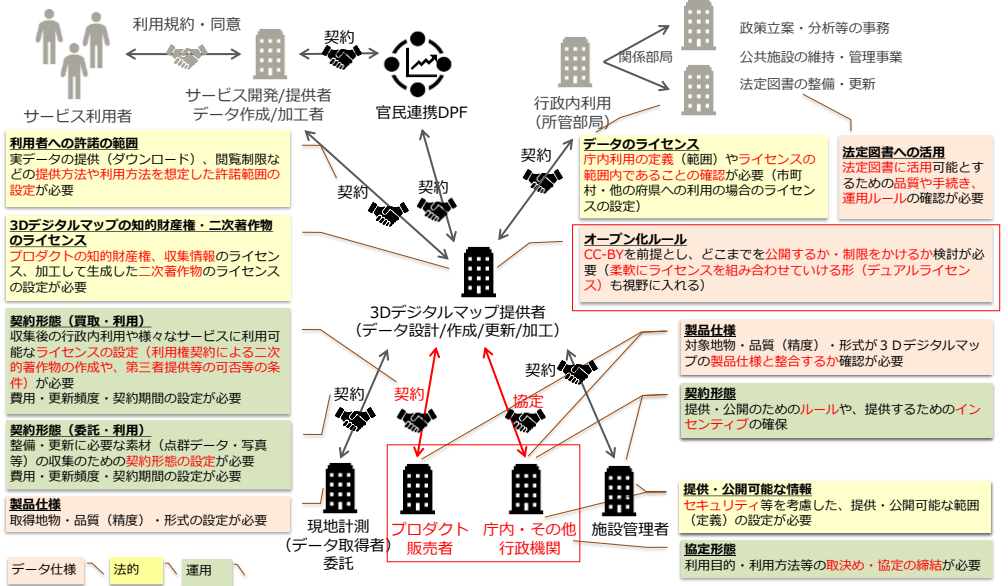
地物データ群、属性群に対するアクセス権の方針に基づく、提供用データ加工イメージの更新

● 基本方針 3Dデジタルマップのビジネス関係図

素材データ提供者の追加によるビジネス関係図の精緻化

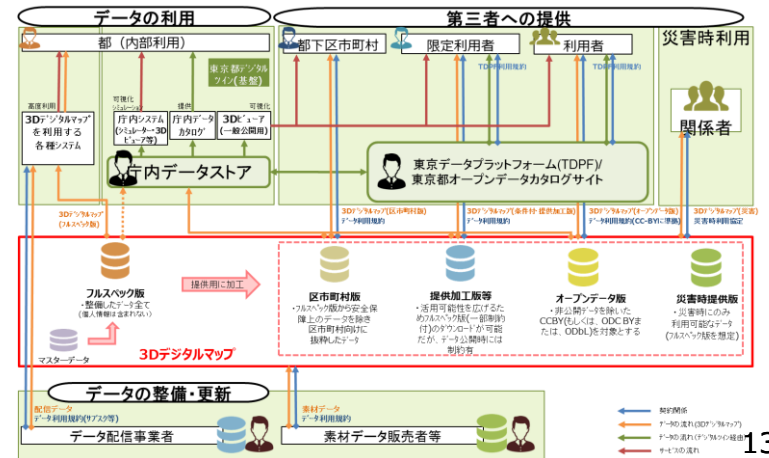
ビジネス関係図

都市の3Dデジタルマップを多様な主体が整備・更新する。
情報収集・整備/更新の観点だけではなく、庁内を含む様々な主体での利用を想定する



● 運用スキーム データ提供・管理

	マスターデータ	フルスペック版	区市町村版	提供加工版	オープンデータ版	災害時提供版
概要	個人情報を除く整備した全てのデータ	個人情報を除く整備した全てのデータを除き、安全確保上のデータを除き、自治体（区市町村）向けに利用を想定	フルスペック版から安全確保上のデータを除き、自治体（区市町村）向けに提供したデータ	・活用可能性を広げるため提供不可データ/属性値を除いたものをダウンロード可能。ただし、データの公開時には形状・詳細度、属性詳細などの加工が必要	・非公開データを除いたCC BY4.0で提供可能なデータ（もしくは、ODC BYまたは、ODBL）を対象とする	・災害時にのみ利用可能なデータ ・フルスペック版にアクセス可能
建物				・詳細度が低い場合はアクセス可能だが、詳細度が上がると防犯やプライバシーの観点からデータ公開に配慮が必要 a. 地上構築物については防犯の観点からデータ公開に配慮すること b. 防犯やプライバシーの観点から大きな変更はないと判断しアクセス可能 c. 詳細度の高い設備については防犯の観点からデータ公開に配慮すること	・詳細度が低い場合はアクセス可能だが、詳細度が上がると防犯やプライバシーの観点からデータ公開に配慮が必要 a. 地上構築物については防犯の観点からデータ公開に配慮すること b. 防犯やプライバシーの観点から大きな変更はないと判断しアクセス可能 c. 詳細度が上がると防犯の観点からデータ公開に配慮が必要	・フルアクセス可能
道路	非公開	・フルアクセス可能（アクセス権は設定）	・当該区市町村に開くアクセス可能	・防犯やプライバシーの観点から大きな変更はないと判断しアクセス可能 a. 詳細度が低い場合はアクセス可能だが、詳細度の高い設備については防犯の観点からデータ公開に配慮すること b. 防犯やプライバシーの観点から大きな変更はないと判断しアクセス可能 c. 個人の資産価値の影響の観点からアクセス可能	・防犯やプライバシーの観点から大きな変更はないと判断しアクセス可能 a. 詳細度が低い場合はアクセス可能だが、詳細度の高い設備については防犯の観点からデータ公開に配慮が必要 b. 防犯やプライバシーの観点から大きな変更はないと判断しアクセス可能 c. 個人の資産価値の影響の観点からアクセス可能	・フルアクセス可能
植栽				・アクセス可能だがグルーピングして公開すること a. 一般公開されているのでアクセス可能 b. アクセス可能だがグルーピングして公開すること	・一般公開されているのでアクセス可能 a. 一部資産価値に影響するため可変となる b. アクセス可能だがグルーピングして公開すること	・フルアクセス可能
災害ハザード				・アクセス可能だがグルーピングして公開すること a. 一般公開されているのでアクセス可能 b. アクセス可能だがグルーピングして公開すること	・一般公開されているのでアクセス可能 a. 一部資産価値に影響するため可変となる b. アクセス可能だがグルーピングして公開すること	・フルアクセス可能
土地利用状況				・フルアクセス可能（アクセス権は設定）	・フルアクセス可能	・フルアクセス可能
都市計画情報	非公開					
建物状況						
提供フォーマット	-	・FBX、CityGML、Shape	・FBX、CityGML、Shape	・FBX、CityGML、Shape	・FBX、CityGML、Shape	・FBX、CityGML、Shape



第6章 整備・更新・提供にかかるルール

- 土地、建物等の資産価値に対する配慮事項や防衛等を踏まえた個人情報保護、プライバシーに係るルールの精緻化
- 3Dデジタルマップの地物形状の詳細度や属性情報の内容を踏まえた提供用データ版の整理
- データ流通に向けた考え方において、個人情報及びパーソナルデータの扱いを踏まえたデータクレンジング事例の更新

<目次詳細>

第6章 整備・更新・提供にかかるルール

1. 3Dデジタルマップのビジネス関係図と必要となるルール
2. 個人情報保護・プライバシーに係るルール
3. 知的財産権に係るルール
 - (1) 3Dデジタルマップの知的財産権
 - (2) 他社の権利を侵害する可能性
4. 利用及び第三者提供に係るルール
 - (1) 利用及び第三者提供を行うための事前に取り決めるべきルール
 - (2) 第三者に提供する方法
 - (3) オープンデータ提供時のライセンスの考え方
 - (4) データ流通に向けた考え方

● 個人情報保護・プライバシーに係るルール

土地、建物等の資産価値に対する配慮事項、防衛等を踏まえた対応

対象となる土地や建物の防犯上の観点から整理

※取得したデータの管理上の情報セキュリティポリシーは、デジタルサービス局の方針に沿って別途整理が必要

資産の特性	想定される施設の例	屋外部分	屋内部分	配慮すべき事項
セキュリティレベル高い公共施設	<ul style="list-style-type: none"> 警察署、裁判所、刑務所 防衛施設、発電所 空港、港湾施設、鉄道施設 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者以外立ち入り禁止エリア 特に防犯上の配慮が必要な敷地範囲 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の利用者は立入禁止のフロアや、通行禁止の通路など 	<ul style="list-style-type: none"> データ化の可否やデータ化した際の取扱いについて、機密保持、セキュリティ確保の観点から配慮が必要 原則、データの公開は不可
機密性の保持が求められる施設	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設や商業施設のバックヤード（施設関係者のみ立入可能な区域） 	<ul style="list-style-type: none"> 職員専用の出入口（業務用出入口） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の利用者は立入禁止のフロアや、通行禁止の通路など 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の防犯上の観点から、データ化に際して配慮が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 個人の所有する住居や施設 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の所有する住宅の出入口（玄関・勝手口） 	<ul style="list-style-type: none"> 個人の所有する住宅の居室内 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯上の観点に加え、プライバシー保護の観点からも配慮が必要
	<ul style="list-style-type: none"> 一般の利用者が使用する公共施設（鉄道駅・市民ホール） 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の利用者が使用する出入口 	<ul style="list-style-type: none"> 一般の利用者が利用する通路 	

● 利用及び第三者提供に係るルール

3Dデジタルマップの地物形状の詳細度や属性情報の内容を踏まえた提供用データ版の整理

個人情報及びパーソナルデータの扱いを踏まえたデータクレンジング事例の更新

個人情報のうち画像データ、点群データから判読できる可能性があるものは、顔判読可能な画像、顔認識データ※になりうる顔骨格情報、歩行の際の姿勢その他歩行の態様である。

※顔認識データ・・・顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報

項目	個人情報の基準	計測向き	パーソナルデータに該当しない	パーソナルデータに該当する可能性がある (※顔画像を粗くするなど公開時に処理が必要)
画像データ	具体的な人物の顔が判読できる	上空からの計測	<ul style="list-style-type: none"> 航空写真 UAVで撮影した空中写真のうち顔が写っていないもの 	<ul style="list-style-type: none"> UAVで撮影した空中写真のうち顔が写っているもの（地上解像度5cmより高解像度の場合、顔判読が可能か確認が必要）
		側面からの計測	-	<ul style="list-style-type: none"> MMS写真 台車型計測機器から取得した写真 バックパック計測機器から取得した写真
点群データ	顔認識データ※になりうる	上空からの計測	<ul style="list-style-type: none"> 航空レーザ計測 UAVレーザ計測 	-
		側面からの計測	<ul style="list-style-type: none"> MMSレーザ計測 台車型レーザ計測 バックパックレーザ計測（400～1,600点/m²） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、技術の進歩により1600点/m²以上の点群計測が可能になる場合は、顔認識データ※となりうるか歩行姿勢などの分析が可能か検証が必要である。

データ版	データ概要	想定利用者
マスターデータ	個人情報や安全保障上の建物等を含むすべてのデータであり、機密性や権利保護等の観点から非公開とする。	都職員の特定利用者
フルスペック版	重要な個人情報等を削除したデータ版（安全保障上の建物等は含む）を想定。都職員が庁内でのデータ解析などに利用することを想定。	都職員
区市町村版	フルスペック版から安全保障上の建物等を削除したデータを想定。対象となる区市町村毎のデータに切り出して整備する。対象となる区市町村の職員がデータ解析などに利用することを想定。	区市町村職員
提供加工版	フルスペック版から安全保障上の建物やアクセス不可の情報等を削除したデータを想定。産官学の利用者が様々な用途（ユースケース）においてデータを集計・解析等に用いその結果を公開することを想定。	産官学の限定利用者
オープンデータ版	個人情報やセキュリティの観点や、個人の所有する資産価値への影響の観点から、アクセス不可の情報等を削除したデータを想定。一般利用者が様々な目的（商用利用を含む）でデータを活用することを想定。CC BY4.0で提供可能なデータ（もしくは、ODC BYまたは、ODbL）を対象とする。	一般利用者
災害時提供版	フルスペック版と同レベルのデータ版を想定。大規模災害時に国や防災事業者などの災害関係者が活用することを想定。	災害関係者